

令和6年度

空き家活用支援事業

リフォーム補助金

空き家のリフォームを補助します！



猪名川町

補助対象

地 域	町内全域
空き家	一戸建て住宅の空き家又は共同住宅の空き住戸のうち、①～⑥全てに該当するもの ① 町内に存する一戸建ての住宅であること ② 空き家期間が6箇月以上経過していること（空き家バンクに登録または兵庫県空家活用特区条例に基づく空家情報の届出をしている住宅を除く） ③ 築20年以上経過していること ④ 台所・便所・風呂の水回り設備のいずれかが10年以上更新されていないこと ⑤ 昭和56年5月31日以前に建築された住宅である場合には、一定の耐震性能があること（改修工事に合わせて耐震改修する場合も可） ⑥ 空家活用特区内に存するものを改修する場合、空家情報の届出をすること
対象者	空き家を活用するために改修する者で①～④全てに該当する者 ① 事業完了から10年以上当該空き家を活用する者 ② 市区町村民税及び固定資産税を滞納していない者 ③ 暴力団等反社会的勢力に寄与するための利用でないと認められる者 ④ 事業完了後公式な広報媒体に、事例等を掲載することに同意する者
経 費	改修工事費（補助対象となる工事の例はホームページをご覧ください。）

手続の流れ

交付申請書の作成

交付申請書の提出

【令和6年11月29日までに】
町都市政策課へご提出ください。

審査期間は2週間～1ヶ月程度

審査

交付決定通知

必ず交付決定通知の後に
工事契約・工事着手してください。

工事契約・工事着手

工事完了・代金支払

実績報告書の提出

【提出期限 令和7年2月28日】
町都市政策課へご提出ください。

町から申請者の銀行等の口座
に補助金を振り込みます。
（実績報告書の提出から1か月程度）

完了検査

補助金の交付

補助額

対象住宅等区分		区域	補助対象経費区分	補助率	補助金限度額	特区加算額
住宅型	一般世帯	市街化区域	300万円以上	1/2	150万円	該当なし
			250万円以上300万円未満		140万円	
			200万円以上250万円未満		110万円	
			150万円以上200万円未満		90万円	
			100万円以上150万円未満		60万円	
		市街化調整区域	300万円以上	2/3	200万円	30万円
			250万円以上300万円未満		180万円	28万円
			200万円以上250万円未満		150万円	22万円
			150万円以上200万円未満		120万円	18万円
			100万円以上150万円未満		80万円	12万円
	若年世帯 子育て世帯 UJターン世帯の住宅	市街化区域	300万円以上	2/3	200万円	該当なし
			250万円以上300万円未満		180万円	
			200万円以上250万円未満		150万円	
			150万円以上200万円未満		120万円	
			100万円以上150万円未満		80万円	
		市街化調整区域	300万円以上	3/4	225万円	30万円
			250万円以上300万円未満		202.5万円	28万円
			200万円以上250万円未満		165万円	22万円
			150万円以上200万円未満		127.5万円	18万円
			100万円以上150万円未満		90万円	12万円
事業所型	一般	市街化調整区域	450万円以上	2/3	300万円	44万円
			400万円以上450万円未満		280万円	42万円
			350万円以上400万円未満		250万円	38万円
			300万円以上350万円未満		220万円	32万円
			250万円以上300万円未満		180万円	28万円
			200万円以上250万円未満		150万円	22万円
			150万円以上200万円未満		120万円	18万円
	UJターン事業者	市街化調整区域	450万円以上	3/4	337.5万円	44万円
			400万円以上450万円未満		315万円	42万円
			350万円以上400万円未満		277.5万円	38万円
			300万円以上350万円未満		240万円	32万円
			250万円以上300万円未満		202.5万円	28万円
			200万円以上250万円未満		165万円	22万円
地域交流拠点型 (地域団体等)		市街化調整区域	1,000万円以上	3/4	750万円	100万円
			800万円以上1,000万円未満		675万円	90万円
			600万円以上800万円未満		525万円	70万円
			400万円以上600万円未満		375万円	50万円
			200万円以上400万円未満		225万円	30万円
			100万円以上200万円未満		112.5万円	14万円

※1 若年世帯：夫婦の満年齢の合計が80歳未満の世帯

※2 子育て世帯：18歳以下の子（高校卒業まで）又は妊娠している者が同居している世帯

※3 UJターン世帯：申請日時点の住所が県外である世帯又は県外から県内の賃貸住宅等に転入後2年を経過しない世帯

※4 UJターン事業者：申請日時点住所が県外であり、かつ、町内の空き家を自己の業務用の事務所として活用する事業者

※5 地域団体等：自治会、婦人会、まちづくり協議会その他これらに類する地域を基盤として活動する団体のほか、活動を通じて地域活性化に貢献するものとして町長が認める者

※6 特区加算額：兵庫県空家活用特区条例に基づき、指定された区域（猪名川町大島地区）に関して、補助金限度額に特区加算額を足した金額を限度額とする（地すべり防止区域、浸水被害防止区域、急傾斜地崩壊危険区域内に関しては対象外）。

注意事項

要件	○ 10年間の活用義務 改修を行った建物は、事業（工事）完了後10年以上活用することが条件となります。 ○ 関係法令の手続 市街化調整区域においては、原則として都市計画法等の許可が必要ですので、手続が完了した後でなければ申請できません。 ○ その他 詳細はホームページをご確認ください。
申請	○ 下記期間中に申請書類を町都市政策課窓口に提出してください。 申請期限：令和6年度分は、令和6年11月29日まで ○ 様式はホームページからダウンロードをお願いします。 ↓↓ 空き家活用支援事業補助金（町ホームページ）↓↓ https://www.town.inagawa.lg.jp/soshiki/machizukuri/tosiseisakuka/kurasitetuduki/akiya/1690258695792.html 
手続	○ 交付申請後、交付決定を受けた後に工事契約、工事着手してください。 ※交付決定前に契約されたものは補助金をお支払いできません。 ○ 令和7年2月28日(金) までに工事と代金支払いを完了し、実績報告書を提出期限内に提出してください。 提出期限：代金支払から30日又は令和7年2月28日(金)のいずれか早い日
支払い	○ 実績報告書の提出後に交付（お支払い）します。

分からないことがあれば
お気軽にお問い合わせください！



《お問合せ》猪名川町まちづくり部都市政策課 TEL 072-766-8704